附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百二十号）の施行の日（平成二十六年十二月二十四日）から施行する。

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成十三年環境省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第五号中「日本環境安全事業株式会社」を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に改める。

（環境省組織規則の一部改正）

第三条　環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号中「日本環境安全事業株式会社」を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に改める。

第十八条第二項第四号中「次条第三項第三号」を「次条第三項第四号」に、「令第六条第十五号事務」を「令第六条第十六号事務」に改める。

第十九条第三項第四号中「令第六条第十五号事務」を「令第六条第十七号事務」に改める。

（調整規定）

第四条　この省令及び日本環境安全事業株式会社法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年環境省令第三十一号）により改正される日本環境安全事業株式会社法施行規則第八条の規定は、日本環境安全事業株式会社法施行規則の一部を改正する省令によってまず改正され、次いでこの省令によって改正されるものとする。

告　示

○外務省告示第四百六号

平成二十六年十一月十四日にニューヨークで、日本国政府が国際連合ハイチ安定化ミッションの任務のために提供する要員、装備品及び役務に関する次の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

平成二十六年十二月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

（国際連合側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、二千四年四月三十日付け国際連合安全保障理事会決議第千五百四十二号によって設立された国際連合ハイチ安定化ミッション（以下「ＭＩＮＵＳＴＡＨ」という。）の支援のための日本国政府（以下「政府」という。）による要員、装備品及び役務の提供について政府の代表者と国際連合の代表者との間で行われた最近の協議に言及する光栄を有します。前記の協議の結果に関し、政府及び国際連合（以下「両当事者」という。）は、ＭＩＮＵＳＴＡＨの支援のための要員、装備品及び役務の提供について、次のとおり了解に達しました。

定義

1　この了解の適用上、附属書Ｄに掲げる定義を適用する。

この書簡を構成する文書

2　この書簡の附属書は、この了解の不可分の一部を成す。

目的

3　この了解は、ＭＩＮＵＳＴＡＨの支援のための政府による要員、装備品及び役務の提供に関する管理上、補給上及び財政上の条件を定めることを目的とする。

適用

4　この了解は、ＭＩＮＵＳＴＡＨへの部隊派遣国のための国際連合ガイドラインに照らし、並びに両当事者の関連する法律及び規則に従って適用される。両当事者は、この了解を実施することがそれぞれの法律及び規則と両立することを確認する。

政府の貢献

5.1　政府は、附属書Ａに掲げる要員をＭＩＮＵＳＴＡＨに提供する。この書簡に示された水準を上回る要員は、国際連合による支払その他支援の対象とはならない。

5.2　政府は、附属書Ｂに掲げる主要装備品をＭＩＮＵＳＴＡＨに提供する。政府は、主要装備品及び関連する小規模の装備品が、ＭＩＮＵＳＴＡＨへ配備されている期間中、国際連合総会で承認された質に関する基準を満たすことを確保する。この書簡に示された水準を上回る主要装備品は、国際連合による支払その他支援の対象とはならない。

5.3　政府は、附属書Ｃに掲げる自隊維持のための装備品及び役務をＭＩＮＵＳＴＡＨに提供する。政府は、自隊維持のための装備品及び役務が、ＭＩＮＵＳＴＡＨへ提供されている期間中、国際連合総会で承認された質に関する基準を満たすことを確保する。この書簡に示された水準を上回る自隊維持のための装備品及び役務は、国際連合による支払その他支援の対象とはならない。

国際連合からの支払及び支援

6.1　国際連合は、附属書Ａ2に掲げる額により、この了解の下で提供された要員について、政府に対し支払を行う。

6.2　国際連合は、附属書Ｂに掲げる額により、この了解の下で提供された主要装備品について、政府に対し支払を行う。主要装備品に対する支払は、当該装備品が国際連合総会で承認された所要の質に関する基準を満たさない場合又は当該装備品が削減された場合には、減額される。

6.3　国際連合は、附属書Ｃに掲げる額により、この了解の下で提供された自隊維持のための装備品及び役務について、政府に対し支払を行う。自隊維持のための装備品及び役務に対する支払は、当該装備品及び役務が国際連合総会で承認された所要の質に関する基準を満たさない場合又は当該装備品及び役務が削減された場合には、減額される。

6.4　要員に対する支払については、任務地域からの要員の出発の日まで軽減されない額が適用される。

6.5　主要装備品に対する支払については、政府による活動の終了又は任務の終了までは軽減されない額が、その後任務地域からの装備品の出発の日までは附属書Ｂに定める額の五十パーセントの額が適用される。

6.6　自隊維持のための装備品及び役務に対する支払については、政府による活動の終了又は任務の終了までは軽減されない額が、その後すべての要員が任務地域を出発するまでは残留している現に配備された要員数に基づき附属書Ｃに定める額の五十パーセントの額が適用される。

6.7　国際連合は、国際連合が輸送業者との間で装備品の送還のため契約を協議する場合において、当該輸送業者が到着予定日から十四日の猶予期間を超えたときは、到着予定日から実際の到着日までの間、政府に対し、国際連合総会で承認された国際連合が整備の責任を有する形態の提供に係る支払月額によって支払う。

一般的条件

7.1　両当事者は、政府の提供及び国際連合からの支払その他支援が、関連する附属書に定める一般的条件によって規律されることに合意する。

7の2　国際連合行動基準

7.2　政府は、国の部隊の全ての隊員が附属書Ｅに定める国際連合行動基準に従うことが要求されることを確保する。

7.3　政府は、国の部隊の全ての隊員が国際連合行動基準に精通し、及び同基準を十分に理解することを確保する。このため、政府は、特に、国の部隊の全ての隊員が同基準について十分かつ効果的な配備前研修を受けることを確保する。